

水道 追加資料

令和4年度第3回滝沢市上下水道事業経営審議会

追加資料：水道水源保護条例について

1 水道水源保護条例チラシ・・・・・・・・・・・ (A4両面 1ページ)

2 滝沢市水道水源保護条例・・・・・・・・・ (A4両面 9ページ)

3 滝沢市水道水源保護条例施行規則・・・・・ (A4両面 16ページ)

4 水道水源保護区域等の指定（区域概要図）・・・ (A3片面 1ページ)

「滝沢市の素晴らしい水環境を将来に引き継ぐために！」

水道水源保護条例の制定

滝沢市は、現在のところ水道水源として良好な水質状況にあり、汚染が懸念されるような差し迫った事態は生じていませんが、この恵まれた水環境は市民共有の財産であり、良好な自然の水循環を現在から将来の世代が享受できるよう維持保全し、将来へ引き継ぐことを理念とし、市・事業者・市民が力を合わせて水道水源の保全に努めていくため「滝沢市水道水源保護条例」を制定し、水道水源の保護に取り組んでいます。

●条例の主な特徴

- ①水源枯渇防止型と水質汚濁防止型の2本柱により水道水源を保護します。
- ②「地下水採取規制区域」を指定して地下水の保全を図ります。
- ③「水道水源保護水域」を指定し、有害物質を含む水を排出するおそれのある事業活動に対しては「水道水源保護協定」を締結して水道水源の保全を図ります。
- ④条例の遵守を怠り改善命令にも従わない場合や協定に違反したときには、滝沢市水道水源保護審議会の意見を聴いた上で公表します。
- ⑤条例の実効性をより高めるため、市と水道事業管理者は水源域等の用地取得を行うほか合併処理浄化槽設置等に助成を行います。
- ⑥「地下水採取規制区域」や「水道水源保護水域」等の指定や基準値等については、滝沢市水道水源保護審議会に諮り定めています。

●条例のあらまし

[目的](第1条)

水道法に基づき、市の水道水を将来にわたって安定的に供給するとともに、良質な水質を保持するため、水道水源の保護を図り、もって市民の生活環境と健康を守る。

[市、事業者、市民の責務](第3条～第5条)

市の責務

水道水源の保護に必要な施策を策定し実施する責務を有する。

事業者の責務

事業活動において水質の汚濁を防止するための措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

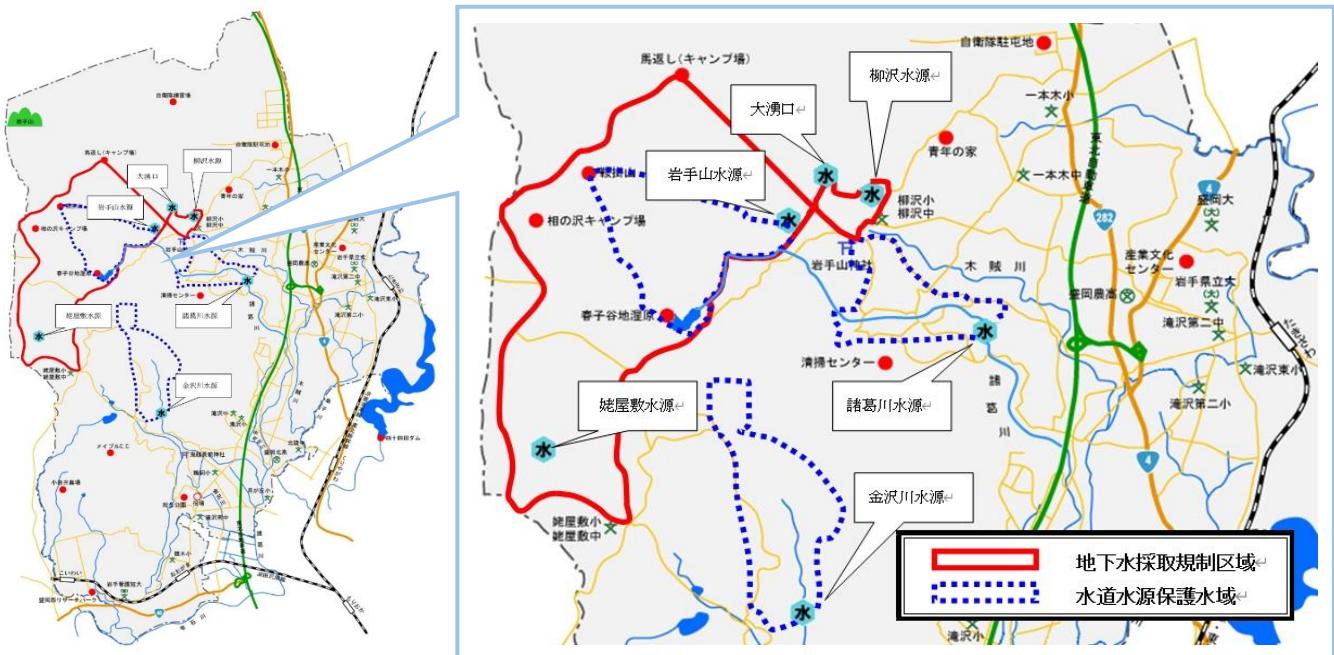
市民の責務

自らも水道水源の保護に努めるとともに市が実施する施策に協力しなければならない。



[水道水源保護区域等の指定](第6条)

【水道水源保護区域】(市の水道水源の周辺区域及びその上流区域) 25.3km²



[地下水(水量)の保護] (第7条～)

- ① 地下水を採取する者は、節水、循環利用等の措置を講ずることにより、地下水の採取の抑制に努めなければなりません。
- ② 水道水源保護区域内で、地下水の湧出を伴う掘削工事を行う者は、水道水源の枯渇又は汚濁を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

[許可申請を要する施設]

地下水採取規制区域内で、井戸のストレーナーの位置が地表面下30メートル以深、かつ揚水機の吐出口の口径が65ミリメートル以上の井戸を設置する場合は申請をし、許可を受けなければなりません。

[水質の保護] (第18条～)

汚染物質を排出する恐れのある「特定事業」の「特定施設」を指定。

[特定事業] ①鉱業②採石業③飲食業④クリーニング業⑤旅館業⑥ゴルフ場業⑦産業廃棄物処理業

[特定施設] 上記特定事業のうち

- ① カドミウム等の重金属、その他の人の健康に係る被害を生ずる恐れがある物質を含む排出水を排出する施設
- ② 生物的酸素要求量その他の水の汚染状態を示す項目で、生活環境に係る被害を生ずる恐れがある程度の排出水を排出する施設

上記対象となる事業者は、市と「水道水源保護協定」を締結し、排出水の水質基準(市独自の基準)を遵守するよう努めなければなりません。

[公表] (第21条及び第25条)

- ① 特定事業者と「水道水源保護協定」を締結したときは、公表します。
- ② 条例の遵守を怠り改善勧告または命令に従わなかった場合や、水道水源保護協定に違反したときは水道水源保護審議会の意見を聴いた上で、社会的な制裁として事業者名等を公表します。

[推進施策] (第31条)

条例の実効性を高めるため水源域等の用地取得や合併処理浄化槽設置等に助成を行います。

[地方公共団体等への要請] (第32条)

隣接する地方公共団体、県、国に水道水源保護を図るためにいろいろな働きかけに努めます。

○滝沢市水道水源保護条例

平成22年9月17日条例第15号

改正

平成25年12月13日条例第49号

平成25年12月13日条例第50号

平成26年12月16日条例第36号

滝沢市水道水源保護条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 水源枯渇防止（第7条—第17条）

第3章 水質汚濁防止（第18条—第22条）

第4章 監督監理（第23条—第25条）

第5章 水道水源保護審議会（第26条—第30条）

第6章 推進施策（第31条・第32条）

第7章 雜則（第33条—第35条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号）第2条の規定に基づき市の水道水を将来にわたくって安定的に供給するとともに、良好な水質を保持するため、水道水源の保護を図り、もって市民の生活環境及び健康を守ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

（1） 水道水源 水道法第3条第5項に規定する水道事業者が地下からくみ上げ、又は河川から取り入れる水道の原水となる水をいう。

（2） 水道水源保護区域 市の水道水源の周辺区域及びその上流区域をいい、水道水源を保護するため第6条第1項の規定により指定する区域をいう。

（3） 地下水採取規制区域 水道水源保護区域のうち、地下水の採取を規制するため第6条第1項の規定により指定する区域をいう。

（4） 水道水源保護水域 水道水源保護区域のうち、水質の汚濁の防止のため第6条第1項の規

定により指定する区域をいう。

- (5) 揚水施設 動力を用いて地下水を採取するための施設をいう。
- (6) 特定事業 水質の汚濁の原因となる物質に汚染された水を排出するおそれがある事業活動を行う業種で別表に掲げるものをいう。
- (7) 排出水 特定事業の用に供する施設から水道水源保護水域に排出される水をいう。
- (8) 水質指針値 水道水源保護区域の良好な水質を保持するため、排出水による汚染防止の水質目標値で、水に含まれる人の健康被害を生じるおそれがある物質の種類又は水の汚染状態を示す項目（以下「有害物質の種類等」という。）ごとに規則で定めるものをいう。

（市の責務）

第3条 市は、水道水源の保護に関する必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる水道水源保護水域の水質の汚濁を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する水道水源の保護に関する施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、自らも、水道水源の保護に努めるとともに、市が実施する水道水源の保護に関する施策に協力しなければならない。

（水道水源保護区域等の指定）

第6条 市長は、水道水源を保護するため、水道水源保護区域、地下水採取規制区域及び水道水源保護水域（以下この条において「水道水源保護区域等」という。）を指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定をするときは、あらかじめ滝沢市水道水源保護審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定に基づき水道水源保護区域等を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 4 前2項の規定は、水道水源保護区域等の変更又はその指定の解除をする場合について準用する。

第2章 水源枯渇防止

（地下水の採取の抑制）

第7条 水道水源保護区域において、揚水施設により地下水を採取するものは、節水、循環利用等の措置を講ずることにより地下水の採取の抑制に努めなければならない。

（地下水の湧出を伴う掘削工事に関する措置）

第8条 水道水源保護区域において、地下水の湧出を伴う掘削工事を行うものは、水道水源の枯渇又は汚濁を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地下水の採取許可等)

第9条 地下水採取規制区域において、井戸ストレーナーの位置が地表面下30メートル以深で、かつ、揚水機の吐出口の口径が65ミリメートル以上の揚水施設を設置し、地下水を採取しようとするものは、当該揚水施設ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、市長の許可を受けなければならない。また、第3号に掲げる事項を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 氏名及び住所、又は法人にあっては名称、所在地及びその代表者の氏名
- (2) 揚水施設の設置場所
- (3) 井戸ストレーナーの設置深度及び揚水機の吐出口の口径
- (4) 地下水採取予定量（1日又は年間の採取予定量）
- (5) その他市長が必要と認める事項

(許可の基準等)

第10条 市長は、前条の許可の申請があった場合において規則で定める基準に適合していると認めるときでなければ同条の許可をしてはならない。

2 市長は、前項の基準を変更しようとするときは、滝沢市水道水源保護審議会の意見を聴かなければならぬ。

(許可の条件)

第11条 市長は、第9条の許可に地下水の保護を図るために必要な条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第12条 市長は、第9条の許可を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可を受けたものに対し、当該許可を取り消し、又は同条の許可に係る揚水施設による地下水の採取の停止若しくは採取量の減少又は相当の期限を定めて当該揚水施設の井戸ストレーナーの設置深度若しくは揚水機の吐出口の口径の変更その他違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により第9条の許可を受けたとき。
- (2) 前条の規定に基づく条件に違反したとき。

(既設の揚水施設の取扱い)

第13条 地下水採取規制区域の指定又は変更により新たに地下水採取規制区域となる区域において、現にその区域で第9条の許可を要する規模の揚水施設を設置し、地下水を採取しているものは、

当該揚水施設について、同条の許可を受けたものとみなす。

(揚水施設の撤去等の命令)

第14条 市長は、第9条の許可を受けずに同条の許可を要する規模の揚水施設を設置したものに対し、速やかに採取の停止を勧告し、相当の期限を定めて設置した揚水施設の撤去その他必要な措置を命ずることができる。

(採取の停止勧告等)

第15条 市長は、地下水の採取の目的、代替水の供給等により地下水の使用を合理化し、又は代替水への転換をすることが適当であると認めるときは、第9条の許可を受けたもの又は第13条第1項の規定により許可を受けたものとみなされたもの（以下「採取者」という。）に対し、相当の期限を定めて採取の停止又は採取量の減少を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた採取者が当該勧告に従わないときは、当該採取者に対し、相当の期限を定めて同項の許可揚水施設による地下水の採取の停止又は採取量の減少を命ずることができる。

(緊急時の命令)

第16条 市長は、採取者の地下水の採取により、市の揚水施設における地下水の水位の異常な低下又は市の揚水施設への汚水の混入等の障害が生じたと認めるときは、相当の期限を定め、及び地下水採取規制区域のうちに区域を定めて、当該区域における採取者の全部又は一部に対し、地下水の採取の停止、地下水の採取量の減少その他必要な措置を命ずることができる。

(氏名等の変更の届出)

第17条 採取者は、第9条第1号に掲げる事項を変更したときは、その旨を市長に届け出なければならぬ。

第3章 水質汚濁防止

(水質指針値の遵守)

第18条 水道水源保護区域内において規則で定める特定事業の用に供する施設（特定事業用に供する施設の構造又は設備を変更することにより当該規則で定める特定事業の用に供する施設に該当することとなる施設を含む。以下「特定施設」という。）から排出水を排出するもの（以下「特定事業者」という。）は、当該特定施設の排水口（排出水を排出する場所をいう。以下同じ）における当該排出水の汚染状態を水質指針に適合させるよう努めなければならない。

(特定事業の追加指定等の手続)

第19条 市長は、新たに特定事業者を指定し、若しくは特定事業の指定を解除しようとするとき又

は新たに水質指針値を設定又は変更しようとするときは、滝沢市水道水源保護審議会の意見を聴かなければならない。

(特定施設の設置の届出等)

第20条 水道水源保護区域内において、特定施設を設置し、又はその構造若しくは設備を変更しようとするものは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所、又は法人にあっては名称、所在地及びその代表者の氏名
- (2) 特定施設の名称及び所在地
- (3) 特定事業の種類
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) 排出水の処理の方法並びに予想される排出水の量及び汚染状態
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をしたものは、その届出に係る同項第1号又は第2号に掲げる事項を変更したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、水道水源保護水域の水質の汚濁の防止を図るため必要があると認めるときは、当該届出をしたものに対して必要な指導又は勧告をすることができる。

(水道水源保護協定の締結)

第21条 特定事業者と市長は、将来にわたる水道水源の保護を図るために必要な事項を内容とする協定（以下「水道水源保護協定」という。）を締結するものとする。

2 水道水源保護協定を締結しようとする場合において、市長が必要があると認めたときは、当該締結しようとする水道水源保護協定の内容について、あらかじめ滝沢市水道水源保護審議会の意見を聞くことができる。

3 水道水源保護協定を締結したときは、市長は、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

4 前2項の規定は、締結した水道水源保護協定の内容を変更する場合について準用する。

(指導又は勧告)

第22条 市長は、特定事業者が特定施設の排水口において水質指針値に適合しない排出水を排出している場合において、当該排出水が水道水源保護水域の水質の汚濁の原因となり、又は原因となるおそれがあると認めるときは、当該特定事業者に対し、当該排出水の汚染状態を水質指針値に

適合させるために必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。

第4章 監督監理

(立入調査)

第23条 市長は、この条例の実施に必要な限度において、採取者又は特定事業者に対し、対象施設に係る報告若しくは資料の提出を求め、又は指定する職員に対象施設の設置場所若しくは事業所に立ち入らせ、対象施設その他物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(改善措置の報告)

第24条 第12条、第14条から第16条まで又は第22条の規定による勧告又は命令を受けたものは、当該勧告又は命令に基づく改善の措置をとったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(公表)

第25条 市長は、第12条、第14条から第16条まで又は第22条の規定による勧告又は命令を受けた者が当該勧告又は命令に従わないときは、滝沢市水道水源保護審議会の意見を聴いて、規則で定める方法によりその旨を公表することができる。

第5章 水道水源保護審議会

(審議会)

第26条 この条例の規定による事項その他水道水源の保護に関する事項を調査審議させるため、市長の諮問機関として滝沢市水道水源保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、委員10人以内をもって組織する。

- (1) 特定事業者を構成員とする団体の役職員
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理す

る。

(会議)

第28条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第29条 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

(運営に関する必要な事項の決定)

第30条 第26条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第6章 推進施策

(助成等の措置)

第31条 市は、涵(かん)養林の取得等の施策を推進するとともに、水道水源の保護に資するために必要があると認めるときは、助成その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(関係地方公共団体等への要請)

第32条 市長は、国、県その他関係地方公共団体に対し、水道水源の保護に関し必要な施策を講ずるよう要請することができる。

第7章 雜則

(承継)

第33条 採取者又は第21条第1項の規定により市と水道水源保護協定を締結した特定事業者（以下の条において「対象者」という。）から対象施設を譲り受け、又は借り受けたものは、当該対象施設の対象者の地位を承継する。

- 2 対象者について相続、合併又は分割（その許可又は届出に係る対象施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併により設立した法人又は分割により当該対象施設を承継した法人は、当該対象者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により地位を承継したものは、その旨を市長に届け出なければならない。

(適用除外)

第34条 水道水源保護区域の指定又は変更により新たに水道水源保護区域となる区域内において、現に事業活動を行っている特定事業者の特定施設については、当該特定事業者が引き続いて当該特定施設において事業活動を行っている間は、当該施設の構造又は設備を変更する場合を除き、

第18条、第21条から第23条まで、第25条及び前条第3項の規定は、適用しない。

(委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第26条の規定は、公布の日から施行する。

(審議会の特例)

- 2 第26条に規定する委員は、当分の間、滝沢市上下水道事業経営審議会条例（平成16年滝沢村条例第25号）第3条に規定する委員が兼ねるものとする。

附 則（平成25年12月13日条例第49号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年12月13日条例第50号）

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年12月16日条例第36号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

(1) 鉱業（鉱業法（昭和25年法律第289号）第4条に規定する鉱業をいう。）

(2) 採石業（採石法（昭和25年法律第291号）第10条第1項第3号に規定する採石業（碎石業を含む。）及び砂利採取業（砂利採取法（昭和43年法律第74号）第2条に規定する砂利採取業をいう。）

(3) 飲食業

(4) クリーニング業（クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第2条第1項に規定するクリーニング業をいう。）

(5) 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定するホテル営業、同条第3項に規定する旅館営業及び同条第4項に規定する簡易宿所営業をいう。）

(6) ゴルフ場業

(7) 産業廃棄物処理業（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第

1項及び第6項に規定する業をいう。)

○滝沢市水道水源保護条例施行規則

平成22年11月30日規則第36号

改正

平成25年12月13日規則第45号

平成25年12月13日規則第46号

平成28年3月22日規則第6号

滝沢市水道水源保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滝沢市水道水源保護条例（平成22年滝沢村条例第15号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(水質指針値)

第2条 条例第2条第8号に規定する水質指針値は、別表第1に定めるものとする。

(許可等の申請)

第3条 条例第9条の規定による申請は、滝沢市地下水採取（変更）許可申請書（様式第1号）により、工事に着手しようとする日から起算して60日前までに行わなければならない。

2 前項の規定により許可をするときは、滝沢市地下水採取（変更）許可書（様式第2号）を当該許可の申請をしたものに交付するものとする。

(許可の基準)

第4条 条例第10条第1項の規則で定める基準は、揚水機の吐出口の口径が150ミリメートルまでのものとする。

(既設揚水施設の届出)

第5条 条例第13条の取扱いを受けようとするものは、滝沢市既設揚水施設届出書（様式第3号）により、地下水採取規制区域の指定があった日から起算して30日以内に行わなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第6条 条例第17条の規定による届出は、滝沢市地下水採取者氏名等変更届出書（様式第4号）により行わなければならない。

(特定事業の用に供する施設)

第7条 条例第18条の特定事業の用に供する施設は、別表第2の左側に掲げる特定事業の区分に応じ、同表右欄に定める施設とする。

(特定施設の設置の届出等)

第8条 条例第20条第1項の規定による届出は、滝沢市特定施設設置（変更）届出書（様式第5号）により行わなければならない。

（水道水源保護協定の内容）

第9条 条例第21条第1項の規定により水道水源保護協定を締結するときは、次に掲げる事項を規定するものとする。

- (1) 条例等の遵守義務
- (2) 水質検査を行う有害物質等の種類及び水質指針値
- (3) 排出水の水質検査の結果の報告義務
- (4) その他必要な事項

（公表の方法）

第10条 条例第21条第3項又は第25条の規定による規則で定める公表の方法は、告示するほか、市の広報紙等への掲載とする。

（廃止の届出）

第11条 条例第9条及び第13条に規定する地下水採取者又は第20条第1項に規定する特定事業者は、許可揚水施設又は特定施設を廃止したときは、当該廃止した日から起算して30日以内に滝沢市対象施設廃止届出書（様式第6号）により行わなければならない。

（立入調査員証）

第12条 条例第23条第2項の証明書は、滝沢市立入調査員証（様式第7号）とする。

（水道水源保護審議会付議事項等の通知）

第13条 条例第28条の規定により会長が審議会を招集しようとするときは、会議開催日時、場所及び付議すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

（関係職員の説明等）

第14条 会長は、必要があると認めるときは審議会に、専門的事項に関し学識経験を有する者、実施機関の職員その他の者の出席を求め、必要な書類の提出若しくは説明をさせることができる。

（地位の承継の届出）

第15条 条例第33条第3項の規定による届出は、滝沢市対象施設地位承継届出書（様式第8号）により行わなければならない。

（補則）

第16条 この規則に定めるもののほか、水道水源の保護に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月13日規則第45号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月13日規則第46号)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であって、この規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請等に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、それぞれの規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の改正を加え、なお使用することができる。

別表第1 (第2条関係)

有害物質等の種類	水質指針値
カドミウム及びその化合物	1リットルにつき0.003ミリグラム以下
水銀及びその化合物	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下
セレン及びその化合物	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
鉛及びその化合物	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
ヒ素及びその化合物	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
六価クロム化合物	1リットルにつき0.05ミリグラム以下
亜鉛及びその化合物	1リットルにつき1ミリグラム以下
銅及びその化合物	1リットルにつき1ミリグラム以下
ニッケル及びその化合物	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
アンチモン及びその化合物	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
ホウ素及びその化合物	1リットルにつき1ミリグラム以下
モリブデン	1リットルにつき0.07ミリグラム以下

ウラン及びその化合物	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
アルキル水銀	検出されないこと
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
1・2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下
1・1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランスクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.03ミリグラム以下
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
クロロホルム	1リットルにつき0.06ミリグラム以下
トルエン	1リットルにつき0.6ミリグラム以下
キシレン	1リットルにつき0.4ミリグラム以下
P-ジクロロベンゼン	1リットルにつき0.3ミリグラム以下
1・2-ジクロロプロパン	1リットルにつき0.06ミリグラム以下
フタル酸ジエチルヘキシリ	1リットルにつき0.06ミリグラム以下
フェノール類	1リットルにつき0.05ミリグラム以下
シアノ化物イオン及び塩化シアノ	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
ダイオキシン類	1リットルにつき1ピコグラム以下
チウラム	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
1・3-ジクロロプロパン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
イソキサチオン	1リットルにつき0.008ミリグラム以下
ダイアジノン	1リットルにつき0.005ミリグラム以下
フェニトロチオン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下
イソプロチオラン	1リットルにつき0.3ミリグラム以下

クロロタロニル	1リットルにつき0.05ミリグラム以下
プロピザミド	1リットルにつき0.05ミリグラム以下
ジクロルボス	1リットルにつき0.008ミリグラム以下
フェノブカルブ	1リットルにつき0.03ミリグラム以下
クロルニトロフェン	1リットルにつき0.0001ミリグラム以下
イプロベンホス	1リットルにつき0.008ミリグラム以下
E P N	1リットルにつき0.004ミリグラム以下
ベンタゾン	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
カルボフラン	1リットルにつき0.005ミリグラム以下
2・4-ジクロロフェノキシ酢酸	1リットルにつき0.03ミリグラム以下
トリクロビル	1リットルにつき0.006ミリグラム以下
アセフェート	1リットルにつき0.08ミリグラム以下
イソフェンホス	1リットルにつき0.001ミリグラム以下
クロルピリホス	1リットルにつき0.003ミリグラム以下
トリクロルホン	1リットルにつき0.03ミリグラム以下
ピリダフェンチオン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
イプロジオൺ	1リットルにつき0.3ミリグラム以下
エトリジアゾール	1リットルにつき0.004ミリグラム以下
オキシン銅	1リットルにつき0.04ミリグラム以下
キャプタン	1リットルにつき0.3ミリグラム以下
クロロネブ	1リットルにつき0.05ミリグラム以下
トリクロホスマチル	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
フルトラニル	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
ペンシクロン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下
メタラキシリ	1リットルにつき0.05ミリグラム以下
メプロニル	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
アシュラム	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
ジチオピル	1リットルにつき0.009ミリグラム以下
テルブカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下

ナプロパミド	1リットルにつき0.03ミリグラム以下	
ピリブチカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	
ブタミホス	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	
ベンスリド	1リットルにつき0.1ミリグラム以下	
ベンフルラリン	1リットルにつき0.08ミリグラム以下	
ペンディメタリン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下	
メコプロップ	1リットルにつき0.005ミリグラム以下	
メチルダイムロン	1リットルにつき0.03ミリグラム以下	
水素イオン濃度	水素指数5.8以上8.6以下	
生物化学的酸素要求量	1リットルにつき20ミリグラム以下	
浮遊物質量	1リットルにつき25ミリグラム以下	
溶存酸素量	1リットルにつき7.5ミリグラム以上	
大腸菌群数	100ミリリットルにつき1,000個以下	
亜硝酸性窒素(硝酸性窒素と同時に検出された場合を除く。)	1リットルにつき0.1ミリグラム以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1リットルにつき、亜硝酸性窒素が0.1ミリグラム以下かつ硝酸性窒素との合算値が10ミリグラム以下	
有機リン	1リットルにつき1ミリグラム以下	
総リン量	1リットルにつき10ミリグラム以下	
ノルマルヘキサン 抽出物質	鉱油類含有量 動植物油脂類含有量	1リットルにつき0.5ミリグラム以下 1リットルにつき3ミリグラム以下
フッ素及びその化合物	1リットルにつき0.8ミリグラム以下	
陰イオン界面活性剤	1リットルにつき0.2ミリグラム以下	
アンモニア性窒素	1リットルにつき0.3ミリグラム以下	

備考 この表の右欄に定める目標値は、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）に規定する測定方法その他の法令等に規定する測定方法により検出された数値とする。

別表第2（第7条関係）

特定事業	施設
------	----

鉱業	(1) 選鉱施設 (2) 坑水中和沈殿施設 (3) 掘削用の泥水分離施設
採石業及び砂利採取業	(1) 水洗式破碎施設（採石業に限る。） (2) 水洗式分別施設 (3) 沈殿池、沈砂池又は調整池
飲食業	(1) 飲食店（次号及び第3号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） (2) そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） (3) 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
クリーニング業	洗浄施設
旅館業	ちゅう房施設、洗濯施設又は入浴施設を有するもの
ゴルフ場業	ホールの数が、9以上のゴルフコース
産業廃棄物処理業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設のうち、次に掲げるもの (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（法第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14

	<p>条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けること を要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの</p> <p>(2) 令第7条第12号から第13号まで及び第14号ハに掲げる施設</p>
--	---

様式第1号（第3条関係）

様式第1号（第3条関係）

滝沢市地下水採取（変更）許可申請書

年　月　日

滝沢市長様

住所

申請者

氏名

印

〔 法人にあっては、その所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号

滝沢市水道水源保護条例施行規則第3条の規定により、地下水採取（変更）の許可を受けた
いので、次のとおり申請します。

項目	新設（変更前）	変更後
揚水施設の設置場所		
井戸ストレーナーの設置深度	地表面下 m	地表面下 m
揚水機の吐出口の口径	mm	mm
参考事項	地下水の用途	
	揚水機の出力	kW
	揚水能力	毎分 m ³
	採取予定量（1日又は年間）	（日・年） m ³
予定期	年　月　日	～　年　月　日
工事施工者の住所氏名	住所 氏名	

添付書類 1 付近の見取図

2 揚水施設の設置場所を示す図面

※整理番号		※確認欄
※許可番号		
※許可年月日	年　月　日	

注 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第2号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

滝沢市地下水採取(変更)許可書

第 年 月 日
号

様

滝沢市長

印

年 月 日付けで申請のあった地下水採取(変更)については、
滝沢市水道水源保護条例施行規則第3条第2項の規定により、次のとおり条件
を付して許可する。

項目	新設（変更前）	変更後
揚水施設の設置場所		
井戸ストレーナーの設置深度	地表面下 m	地表面下 m
揚水機の吐出口の口径	mm	mm
参考事項	地下水の用途	
参考事項	揚水機の出力	kW
参考事項	揚水能力	毎分 m ³
参考事項	採取予定量(1日又は年間)	(日・年) m ³ (日・年) m ³
条例第11条の規定による 許可条件		
※整理番号		※確認欄
※許可番号		
※許可年月日	年 月 日	

注：許可条件に違反した場合は、許可を取り消すことがありますので、許可
条件を遵守してください。

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滝沢市長に対して審査請求することができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、滝沢市を被告として（訴訟において滝沢市を代表する者は滝沢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号（第5条関係）
様式第3号（第5条関係）

滝沢市既設揚水施設届出書

年　月　日

滝沢市長 様

住所

届出者

氏名

印

〔 法人にあっては、その所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号

滝沢市水道水源保護条例施行規則第5条の規定により、既設の揚水施設について次のとおり届け出ます。

揚水施設の設置場所		
井戸ストレーナーの設置深度		地表面下 m
揚水機の吐出口の口径		mm
参考事項	地下水の用途	
	揚水機の出力	kW
	揚水能力	毎分 m ³
	採取実績量(1日又は年間)	(日・年) m ³

添付書類 1 付近の見取図
2 揚水施設の設置場所を示す図面

※整理番号		※確認欄
※許可番号		
※許可年月日	年　月　日	

注 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第4号（第6条関係）
様式第4号（第6条関係）

滝沢市地下水採取者氏名等変更届出書

年　月　日

滝沢市長 様

住所

届出者

氏名

印

〔 法人にあっては、その所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号

次のとおり氏名等を変更したので、滝沢市水道水源保護条例施行規則第6条の規定により届け出ます。

1 対象施設

揚水施設の設置場所	
許可年月日及び許可番号	年　月　日　第　　号

2 変更内容

項目	変更前	変更後
氏名		
住所		
変更年月日		年　月　日
変更の理由		

※整理番号		※確認欄
※受理年月日	年　月　日	

注 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第5号（第8条関係）
様式第5号（第8条関係）

滝沢市特定施設設置(変更)届出書

年　月　日

滝沢市長様

住所

届出者

氏名

印

〔 法人にあっては、その所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号

滝沢市水道水源保護条例施行規則第8条の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

特定施設の名称及び所在地	
特定事業の種類	
特定施設の構造	
特定施設の使用の方法	
排出水の処理の方法並びに予想される排出水の量及び浄化状態	
排出水の水源及び排水流路	別図のとおり

- 備考 1 届け出る特定施設が、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2第2項に規定する特定施設であるときは、同法第5条の規定による特定施設の設置の届出書の写しの添付によりこの届出の記載に代えることができます。
- 2 1に掲げるもののほか、関係する図書の添付によりこの届出の記載に代えることができます。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前、変更後の内容を対照させること。

様式第6号（第11条関係）
様式第6号（第11条関係）

滝沢市対象施設廃止届出書

年　月　日

滝沢市長 様

住所

届出者

氏名

印

〔 法人にあっては、その所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号

(揚水施設・特定施設)を廃止したので、滝沢市水道水源保護条例施行規則第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の設置場所	
施設の種類	揚水施設・特定施設 ()
施設の廃止年月日	
廃止の理由	
備 考	

※整理番号		※確認欄
※受理年月日	年　月　日	

注 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第7号（第12条関係）
様式第7号（第12条関係）

(表)

写真	第 号 滝沢市立入調査員証	
所属 職名 氏名		
上記の者は、滝沢市水道水源保護条例第23条第2項の規定に基づき、立入調査等を行う職員であることを証明する。		
年 月 日 滝沢市長 印		

(裏)

滝沢市水道水源保護条例第23条抜粋
(立入調査) 第23条 市長は、この条例の実施に必要な限度において、採取者又は特定事業者に対し、対象施設に係る報告若しくは資料の提出を求め、又は指定する職員に対象施設の設置場所若しくは事業場に立ち入らせ、対象施設その他物件を調査させることができる。 2 前項の規定により立入調査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

備考 調査員証の大きさは縦6センチメートル、横9センチメートル

様式第8号（第15条関係）
様式第8号（第15条関係）

滝沢市対象施設地位承継届出書

年　月　日

滝沢市長 様

住所

届出者

氏名

印

〔 法人にあっては、その所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号

(揚水施設・特定施設)に係る対象者の地位を承継したので、滝沢市水道水源保護条例施行規則第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の設置場所		
施設の種類		揚水施設・特定施設（種類）
承継の年月日		年　月　日
被承継者	氏名又は名称	
	住所	
承継の原因		

※整理番号		※確認欄
※受理年月日	年　月　日	

注 ※印の欄には、記入しないこと。

水道水源保護区域等の指定

縮尺：フリー

1000 0 1000 2000 m

水道水源保護区域は、地下水採取規制区域と水道水源保護水域からなります。

地下水採取規制区域（地下水採取を規制する区域）

地下水周辺及びその上流区域で、国立公園指定区域などを除く区域です。

水道水源保護水域（水質の汚濁を防止する区域）

二つの河川水源の流域のうち、国が施策として森林保全や水源保護を行っている国有林などを除く区域です。

